

1 県政推進の基本姿勢について

民主県政クラブ県議団の原中誠志です。通告に従い、会派代表質問をおこなってまいります。

1-①-1 「政策企画部」、「市町村・地域振興部」、「福祉子ども政策部」を代表する施策について

冒頭、来年度予算について、その中でもまず本庁再編に伴う予算についてお聞きします。

知事は昨年11月21日の定例記者会見において、本庁組織再編の目的は県職員をチームとして、組織として力が発揮できるようにし、そして本県の未来への飛躍発展の礎となる政策を迅速かつ強力に推進するため、との主旨の説明をされています。

そこで1点目に、4月からの再編の中心となっている「政策企画部」、「市町村・地域振興部」、「福祉子ども政策部」の3部それぞれにおいて、新たに展開する代表的な施策とその施策の目指すところをお聞きします。

問 「政策企画部」、「市町村・地域振興部」、「福祉子ども政策部」を代表する施策について

「政策企画部」は、県が推進すべき重要政策にかかる企画の司令塔として、部局横断的な政策立案、県民ニーズの政策への具現化、県政の情報発信・広報を戦略的に行うほか、DXの推進や国際施策の展開に取り組む部である。

新たな施策として、

- ・ サイバー攻撃などの脅威に対応するための新たな情報セキュリティ対策の稼働に向けた準備
- ・ 県内で働く外国人の配偶者や子どもなど日本語が全くわからない外国人向け日本語教室の開設支援や正しいごみ出しなど日本の生活マナー等への理解を促すオリエンテーションの開催

などを通じて、デジタル基盤の整備促進によるDXの加速、県内にお住まいの住民も外国人の方も、双方が安心して快適に暮らせる共生社会の形成を図ってまいります。

- 次に、「市町村・地域振興部」は、市町村支援及び地域振興に特化した部として、これまでの市町村振興局の取組に加え、地域の社会課題の解決につながる共助社会づくりの推進、生活の安全安心の確保や文化芸術の振興などに取り組むものである。

新たな施策として、

- ・ 市町村の政策立案機能を強化するため、市町村職員、県職員、専門家によるグループワークや政策発表会の実施
- ・ 福岡都市圏や首都圏の飲食店と連携した「ふくおかの『へそ』魅力体験フェア」の開催による広域で取り組む嘉飯桂地域の魅力発信
- ・ 「福岡県文化芸術基金」を活用し、世界水準の芸術の誘致や福岡の文化芸術を担う人材の育成

などを進め、市町村とともにチーム福岡として力を合わせ、美しい心豊かなふるさと福岡県をつくってまいります。

○ 最後に、「福祉こども政策部」は、障がい者支援などの福祉施策の着実な推進に加え、人口減少に伴う影響を乗り越えるため、次代を担うこども政策に注力してまいります。

新たな施策として、

- ・ 医療的ケア児・者の家族の負担を軽減するレスパイトの利用時間拡大
- ・ 男性の積極的な家事・育児を応援する「よかパパ料理・育児セミナー」の開催
- ・ 冠婚葬祭、通院等で一時的に保育を必要とする生後6か月未満の乳児のベビーシッター利用料の助成

などに取り組み、障がいのある方や子育て世代をはじめ、誰もが安心して暮らせる社会を目指してまいります。

1-①-2 人材育成・活躍推進部の就労支援施策について

次に、新たにスタートする「人材育成・活躍推進部」に関連し、特に雇用施策についてお聞きします。

12月定例会で知事が発言されたとおり、来年度以降は人材育成・活躍推進部のもとで、雇用対策、労働政策が強化されるものと期待します。

そこで2点目に、この新しい部において就労機会を創出し、生活を守るための新たな施策とその施策の目指すところをお示してください。

問 人材育成・活躍推進部の就労支援施策について

○ 来年度に設置する人材育成・活躍推進部では、本県が飛躍・発展するための礎は「人」であるとの考えのもと、人を育て、その活躍を応援し、また、働く皆様の雇用と生活を守る施策を強力に推進してまいります。

○ これまで取り組んできた、働く場における女性、高齢者、障がいのある方の活躍推進、こども・若者の自立支援、アスリートのセカンドキャリア支援などの様々な分野で、施策間の連携を強化することで、効果的に施策を推進してまいります。

○ 新たな就労支援施策としては、

- ・ 働きたい女性や働く女性をワンストップで支援するため、「女性のキャリア応援センター（仮称）」の開設
- ・ 就労意欲のある高齢者を応援するため、これまで経験がない警備や介護

などの職場見学会の実施

- ・ 障がいのある方の職場定着に課題を抱える企業を対象とした、長期雇用

を実現している企業の見学会やアドバイザー派遣の実施

- ・ ものづくりやITなどの未経験分野への就職を希望する若者を対象とした、

マッチングから就職後の職場外での研修まで一貫した支援の実施

- ・ 就職氷河期世代の正規就労を支援するため、製造や販売などの未経験職

種への理解を促し、就職につなげるための有償インターンシップの実施

- ・ 高等技術専門校における、太陽光パネルや蓄電池等のZEH（ゼッチ）

用機器を導入した、保守管理技術などの習得訓練の実施

に取り組みたいと考えている。

- 新体制のもと、年齢や性別、障がいの有無を問わず、誰もが自分らしくやりがいを持って働けることができるよう、全力で取り組んでまいります。

1-①-3 人手不足解消に対する認識と今後の取組について

人材確保策に関して、多くの部局に計上されている来年度予算についてお聞きします。

現在、農林水産業、製造業、サービス産業、運輸業、建設業、更には社会福祉事業など様々な業界では既に外国人材も活躍していただいています。それでもなお人材不足により事業の円滑な展開ができない、更には倒産に至ったという事業者のことがしばしば報道されています。

特に、建設業は直近の有効求人倍率が5倍を超えるなど人手不足が深刻であり、インフラ整備の担い手であるとともに、災害時における地域の守り手として大きな役割を果たしている建設業界において、このような人材不足の常態化は非常に憂慮すべき事態です。

各業界における人材不足の現状に対応するため、県の各部局において外国人材も含めた人材確保に向けた予算を計上してこられ、来年度も予算案が計上されています。

そこでお尋ねします。

過去に人材確保の予算が計上されてきた中で、人手不足解消に対する知事の認識をお聞かせください。また、その中でもとりわけ建設業の、外国人も含めた人材確保に関し、どのように取り組むのか、知事の考えをお聞かせください。

問 人手不足解消に対する認識と今後の取組について

- 現在、我が国は超少子高齢社会の只中にあり、人口減少の影響による人手不足が顕在化している。

本県においても、直近の有効求人倍率は1.07倍となっているが、職業別に見ると、最も高くなっているのは建築・土木の技術者等で5倍を超えており、こうした人手不足の解消は、先送りのできない課題であると認識している。

- このため、県では、建設業の労働環境の改善を図るため、週休二日を原則とした工事の発注や熱中症対策、労務単価の引き上げなどを実施してきたところである。

- あわせて、一昨年度から、業界団体と連携して「建設業魅力発信事業」を実施し、建設業の人材確保に取り組んでいる。

この事業では、PR動画の配信や冊子の配布、セミナーの開催、小学生や中高生向けに現場見学

会や仕事体験のプログラムを実施している。

加えて、県公認の「建設産業PRプロデューサー」として任命したデミー博士こと出水亨（でみず あきら）氏の協力もいただきながら、多くの若者や女性に建設業の魅力を伝えているところである。

○ 来年度からは、新たに、キッツニア福岡に建築工事の体験型パビリオンを設置し、建設業の魅力を楽しく体験することも向けプログラムを実施することにより、将来の進路として選択してもらえるよう意識の醸成を図ってまいります。

さらに、高校生・大学生等を対象として三次元測量やICT建機を用いた施工を学ぶDX体験会を実施するとともに、就職マッチング会を開催する。

○ また、外国人材の確保については、建設現場における言葉の問題や技能研修に係る費用負担など、様々な課題があると聞いており、業界団体と意見交換を継続しながら、対応を検討してまいります。

こうした施策を通じて、建設業の人材確保にしっかりと取り組んでまいります。

1-①-4 今後の本県財政について

この項の最後に、総務省が示した「令和8年度地方財政計画」に関連し、本県財政に対する知事の見解をお聞きします。

地方財政計画では地方自治体の税収の増加を見込み、過去に地方財政における収支不足に対応するため、地方自治体が発行を余儀なくされてきた臨時財政対策債は、本年度に続き来年度も発行が予定されていません。

一方、軽油引取税の暫定上乘分の廃止、更に自動車税・軽自動車の環境性能割が廃止される予定です。その措置は県民生活、事業活動に恩恵がある一方で、安定財源であった税の廃止は将来の地方財政に影響が生じます。本県の来年度予算は県税収入、歳出予算とも過去最大となっていますが、県税収入は景気の動向によって大きく左右されます。

そこでお聞きします。

知事は今後の本県財政についてどのような認識をお持ちなのか、また将来の県税収入の確保のためどのような県政運営をしていこうと考えられておられるのかお尋ねします。

問 今後の本県財政について

○ はじめに、ガソリン税等の暫定税率の廃止に伴う地方の安定財源の確保については、令和8年度税制改正大綱において、具体的な方策を引き続き検討し、令和9年度税制改正において結論を得ることとされている。

また、「国民会議」において、2年間の飲食料品に限った消費税減税は、給付付き税額控除と同時に検討を進めることとされ、令和8年夏前を目途に中間とりまとめを行う方針が示されている。

今後とも、国における税制度の議論の動向を注視し、県財政への影響が生じないよう、県議会の皆様や全国知事会とも連携し、適時的確に、必要な対応を図ってまいります。

○ 次に、県財政を取り巻く環境を見ると、歴史的な円安の進行や原材料価格の上昇などにより企業の収益が圧迫されるおそれがある。また、超少子高齢社会の進展により、社会保障費は今後も増加が見込まれ、金利についても上昇局面にあることから、負担の増加が懸念される。このように将来の見通しが不透明な中にあっても、県民の皆様が必要とする行政サービスを提供し続けるためには、本県の自主財源の大半を占めます税金を増やすなど、本県の財政基盤を強くしていくことが必要である。

○ このため、県内雇用の8割を担っていただいている中小企業や本県の基幹産業である農林水産業の振興、先端技術産業の育成などを通じ、法人二税などの税源の涵養を図るとともに、賃上げや雇用の拡大による個人県民税の増収に繋げてまいります。同時に、賃金と物価の好循環を実現し、消費の拡大による地方消費税の増収を図ってまいります。

また、事務事業の見直しや財政収入の確保など、歳入歳出両面からの不断の改革に取り組んでまいります。

1-②-1 金利上昇の影響について

続いて、日本銀行の利上げに関してお聞きします。

日本銀行は2025年12月に金融政策決定会合を開催し、政策金利を0.5%程度から0.75%程度へ引き上げることを決定しました。日銀の利上げは同年1月以来、約1年ぶりで0.5%を上回る政策金利水準は1995年以来の約30年ぶりとなります。

金利の上昇は、金融資産を有する方々は受取利息の増加の恩恵を受ける事ができる一方、融資を受けている側にとっては支払利息が負担増となります。

そこで1点目の質問です。

金利の上昇が本県経済に与える影響を知事はどのように捉えられておられるのか、お答えください。

問 金利上昇の影響について

○ 一昨年3月にマイナス金利政策が解除されて以降、数度の利上げを経て、昨年12月には政策金利が0.75%に引き上げられた。

また、市場金利は、九州沖縄の新規貸出分の長期金利の平均が、昨年11月で1.297%となり、前年同月から約0.28ポイント上昇している。

○ 一般に、金利が上昇すると、企業や個人は資金を借りにくくなり、経済活動が抑制されて、景気の過熱が抑えられるとされている。

日銀の植田総裁は、先月23日の金融政策決定会合後の記者会見で、「これまでのところ、企業等の資金需要は緩やかな増加を続けており、金融機関の貸出態度も引き続き積極的」と発

言している。

○ こうした中、本県経済をみると、企業の設備投資については、今年度の計画額が、九州沖縄で、前年度比プラス4.5%となっている。

また、金融機関の貸出状況については、国内銀行の貸出金残高が、県内で、前年から1兆円余増加している。

○ このように、統計上の動きからは、利上げが本県経済に与える影響は、まだ明らかではないが、内閣府の「景気ウォッチャー調査」をみると、金融業界からは、「取引のある中小企業事業者は、借入れによる設備投資についてやや慎重な姿勢がみられる。」といった声が挙がっている。

○ 利上げ局面にあっても、中小企業が成長を続けていくためには、稼ぐ力を高めていくことが重要である。

このため、県では、

- ・ 中小企業の生産性向上からDX導入までを国と連携してワンストップで支援する、「福岡県中小企業“稼ぐ力”応援センター」の設置や、
- ・ 半導体、宇宙などの先端成長分野をはじめ、中小企業の新製品開発や販路開拓などの「挑戦」を後押しする、賃上げを要件とした補助率の嵩上げ

など関連予算を今議会に提案しているところである。

こうした取組により、県内中小企業をしっかりと支えてまいる。

1-②-2 金利上昇を踏まえた県債発行及び基金運用について

2点目に地方自治体の財政への影響についてお聞きします。

日本銀行によるマイナス金利政策の解除は、過去数十年にわたり「金利はほぼゼロ」という前提で構築されてきた地方自治体の財政運営の根底を揺るがす、重大な環境変化です。金利上昇が地方財政に与える3つの主な影響は、公債費の増加、一時借入金利息の上昇、財政調整基金などの運用益の増加です。

総務省の発表によれば、2022年度末の地方債現在高は、臨時財政対策債を含めると約193兆円に上ります。これらの多くが、今後順次、満期いわゆる償還を迎えます。

特に、債務残高が既に高い団体や、これから大規模な庁舎建て替えや学校の長寿命化改修など施設整備で多額の起債を予定している団体は、金利上昇の影響は大きなものとなり、金利上昇局面においては、時価評価ベースでの含み損が拡大することになります。

本県においても、金利上昇リスクに関して公営企業担当部局とも情報を共有し、全庁的な影響を把握し、対応する必要があると考えます。そこでお聞きします。

まず、本県の本年度末において、県債残高、全公営企業会計の企業債の残高及び合計額はいくら

になる見込みなのか、また本県が保有する運用資産・基金のうち、債券運用総額及び運用債券の内訳をお示しいただき、その上で、金利上昇が本県財政にどのような影響を与えるとお考えか、更に今後の公債発行や財政調整基金などの運用についての考えをお聞かせください。

問 金利上昇を踏まえた県債発行及び基金運用について

○ 今年度末時点の県債残高は、普通会計ベースでは3兆6,873億円、流域下水道事業会計ほか4つの公営企業会計の企業債残高の合計は、540億円、総額3兆7,413億円となる見込みである。

○ また、県が保有する債券の運用総額は、今年度末時点で6,849億円となる見込みである。その内訳は、本県と同等以上の格付けを有する財投機関債・政府保証債が、5,367億円、次いで、地方債が1,451億円、国債が31億円となっている。

○ 次に、金利上昇が県財政に与える影響である。

まず、歳出面においては、県債発行に伴う利払い負担が増加することとなる。

そのため、今年度の市場公募債発行にあたっては、発行時期を前倒しするとともに、金利が大幅に上昇していた超長期債の発行を抑制することで調達金利の低減を図ったところである。

また、ワンヘルスbond及びグリーンbondは、いずれも投資家の皆様から非常に好評で、一般の地方債と比べて低い利率での発行ができた。

今後の発行にあたっては、金利の動きをしっかりと見極めつつ、マーケットと丁寧に対話を重ねながら、できる限り調達金利の低減を図ってまいります。

○ 他方、歳入面、基金の運用については、本県は、全ての基金を財政課が一体の資金として運用する一括運用や、預金から債券へのシフトなど、運用収益の向上に向けた積極的な取組を進めてまいりました。

今後も、元本の安全性確保、並びに資金の流動性確保の観点を第一に考えながら、金利上昇局面を活かした基金運用に努め、より一層の運用収益の向上を図ってまいります。

1-②-3 市町村の財政運営に対する助言について

金利上昇の影響は一般会計に留まらず、上下水道、病院、交通などの公営企業会計も、多額の「企業債」を発行してインフラ整備や更新を行っており、一般会計と同様に、既発企業債の借り換えや新規発行債の金利が上昇すると、公営企業の経営を直接圧迫するコスト増の要因となり、財政力が脆弱な自治体においては金利上昇による償還の負担がより一層、財政を圧迫するのではないかと考えます。

そこで伺います。

金利上昇の影響に伴い、地方債を発行する県内市町村の財政にどのような影響があると捉えられているのかお聞きするとともに、市町村の財政運営に対し今後どのような助言を行っていく

のかお示してください。

特に、上下水道事業、病院事業、交通事業などを行っている市町村には大きな影響があります。

丁寧な答弁を求めます。

問 市町村の財政運営に対する助言について

○ 市町村における地方債資金の多くは、民間より低利な財政融資資金などの公的資金ではあるが、今後は、金利上昇の影響により、新規発行に伴う利払い負担の増加が見込まれる。

特に、上下水道など各種インフラの老朽化が進み、その整備・改修等に多額の地方債の発行が見込まれる場合には、公債費負担の今後の見通し等を踏まえた適切な財政運営の確保が求められる。

○ 県では、市町村の財政運営に問題がないかを把握するため、毎年、全市町村にヒアリングを行い、実質公債費比率をはじめとする各種財政指標の状況やその変動要因、今後の対応方針等を確認している。

引き続き、ヒアリングや個別相談の機会を捉え、将来にわたり財政の健全性が確保されるよう、中長期的な視点に立った計画的な財政運営について助言してまいらる。

○ あわせて、市町村に対して、民間資金よりも低利で、かつ長期に借り入れることができる市町村振興基金の貸付事業を行い、市町村財政の負担軽減を図っている。

また、資金の調達には、金融の専門的な知識が必要となることから、地方公共団体金融機構が実施している専門家による出前講座や個別相談事業の積極的な活用についても促してまいらる。

1-②-4 日本学生支援機構の奨学金制度の周知について（教育長答弁）

次に教育長にお聞きします。

日銀の利上げ、いわゆるマイナス金利解除を受け、2023年以降、日本学生支援機構（JASSO）の「第2種（利子付き）奨学金」の利率が上昇傾向にあります。これにより、特に「利率見直し方式」で貸与を受けている場合や、これから利率が確定する新規貸与者において、将来の利息負担と総返済額の増加が懸念されます。

利率上昇が与える影響としては、固定・変動問わず、利率上昇によって利息負担が増え、返済負担が増加します。

毎月の返済額を固定している場合、元金が減りにくくなり、返済期間が長くなることが考えられ、「第2種奨学金」の金利については、約13年ぶりの高水準となる1.34%（2023年11月時点）に達する事例も出ています。

そのため、主に有利子の「第2種奨学金」を現在借りている、あるいはこれから借りる人。すでに返還中で「利率見直し方式」を選択している人たちが大きく影響を受けることとなります。

現在、大学を卒業後、数百万円の奨学金という名の借金を背負って社会に出る若者は少なくありません。そのうえ、金利上昇による利息・返済負担が増えることは、将来にわたって負担が重くのしかかることになります。

そこでお聞きします。

返済が困難になった場合、減額返還や返還免除、返還猶予制度の利用、ひいては、契約の「利率固定」か「利率見直し（変動）」かの説明や、将来の見通しを立てるといった説明を、本人やご家族に伝えるべきだと思いますが、現在、大学進学を希望する高校3年生を対象に、日本学生支援機構の奨学金を借りる際の制度の説明をどのようにされているのか、お答えください。

問 日本学生支援機構の奨学金制度の周知について（教育長答弁）

○ 現在、多くの県立高校では、進路選択が本格化する3年生の1学期に、生徒や保護者を対象にした進路説明会を実施しており、その中で日本学生支援機構の奨学金の制度に関しても周知している。

さらに、奨学金を希望する生徒に対しては、進学前に申込みを行う「予約採用」の手続きの際に、貸与金額や、一旦選択した利率の算定方法は貸与中であれば変更が可能であること等の返還方法の詳細が示された手引き等を学校から生徒へ配布し、保護者も含め奨学金制度を十分に理解した上で、申込みを行うよう説明している。

2 農林水産業に係る施策について

2-1 福岡県農業振興推進機構の農地利用調整戦略室の取組について

次に本県農業を取り巻く問題について伺います。

昨年4月に農林水産省が公表した、市町村が作成した10年後の農地利用の見通し、いわゆる地域計画の取りまとめによると、福岡県内農地において32.2%で担い手が不在とされ、これは全国平均の31.7%を上回っています。

こうした中、県は朝倉市杷木久喜宮(はきくぐみや)地区をモデル地区として、農地の集約化や設備改修など、効率的に営農できる環境整備を行い、担い手が不足する地域と経営強化を望む担い手を結びつける先進的な取組が行われています。これは「平成29年7月九州北部豪雨」以降、度重なる災害から農地、農業の復興を目指す過程で始まりました。そのため、県は農地の貸し借りなどを行う公的機関である「公益財団法人 福岡県農業振興推進機構」内に2021年11月に「農地利用調整戦略室」を創設しました。

県はこの取組を後押しするため、農林水産部から農業分野、農業土木分野の技術職員6名を機構に派遣しています。今後、農業の担い手が減少することが想定されている中であって、農地の効率的利用と生産性の向上を図るためこのような取組が他の地域でも展開していくことが重要と考えます。

一方、国は、農業経営基盤強化促進法の改正により、市町村が2025年3月までに農地の将来像を示す地域計画を作成するように法定化し、同年4月からは、農地の貸し借りを原則として福岡県農業振興推進機構、いわゆる農地バンクを介して行う仕組みとしました。

更に今年1月には政府が設置している規制改革推進会議の農業分野を扱う作業部会において、農地集約を進めるために必要な制度や運用の見直しについて議論し、5月頃に農地バンクの機能強化のための意見を取りまとめて政府に答申する事としています。

1つの圃場の区画が大きく、用水の確保が容易であるなど生産条件の良い優良農地は、作業の効率化や、スマート農業の推進に役立つと考えられます。そこで伺います。

まず1点目に、農地利用調整戦略室が創設されて4年以上が経過しましたが、これまでの取組を総括した上で、現時点で認識している課題をどのように捉えているのかお答えください。そして今後、このような取組を県内各地でモデル事業として展開し、農地の有効利用と農業振興に結び付けていくべきと考えますが、知事の方針をお聞かせください。

問 福岡県農業振興推進機構の農地利用調整戦略室の取組について

○ 農地利用調整戦略室では、度重なる大雨被害を受けた農家向けに被災リスクの低い農地を

確保するため、朝倉市の杷木(はき)久喜宮(くぐみや)地区や烏集院(うすのいん)地区において、農地の集積・集約化を推進してまいった。

その結果、地区内農地の約43ヘクタールのうち、74パーセントが担い手に集積され、さらに1ヘクタール規模に団地化された農地が18ヘクタール確保された。

○ この取組を進める中で、

・地権者の多くは、面識のない相手に農地を貸すことに抵抗があり、集積・集約化の話し合いが進まない

・一区画の面積が小さいなど耕作条件が悪く、農地の受け手が見つから

ない

といった課題が明らかになった。

○ このため、農地利用調整戦略室では、規模拡大の意欲がある担い手と地権者の意向を丁寧に聞きながら農地のマッチングを進めるとともに、生産性向上のための大区画化や暗渠排水といった条件整備を併せて実施してきたところである。

○ 県としては、戦略室と連携しながら、朝倉市での取組をモデルとして他の地区へ展開し、担い手へのさらなる農地の集積・集約化を図ってまいる。

2-2 荒廃農地を含めた農地の集積・集約化の推進について

県内で農地集約を進めるに当たっては各地に点在する耕作されていない農地、いわゆる荒廃農地の問題があります。荒廃農地については地権者の同意が得られなかったり、地権者自体が不明であったりして、農地の貸し借り・集約が進まないというケースがあります。

そこで2点目に、県が把握している県内の荒廃農地の面積と、県内農地全体に占める割合をお示しくください。その上で、県はこうした土地も含めた農地の集積・集約化をどのような考えのもとでどのように進めていくのか、知事の考えをお聞かせください。

問 荒廃農地を含めた農地の集積・集約化の推進について

○ 県内における荒廃農地面積は、昨年度末時点で4,292ヘクタールであり、農地全体に占める割合は5.2パーセントとなっている。

○ 荒廃農地は、農地の集積・集約化が進まない要因の一つであり、これを解消するため、県では、農地中間管理機構が荒廃農地を借り受け、草刈りや農地を耕すことにより再生した上で、担い手に貸し付ける取組に対して支援している。

また、農地中間管理機構を介した農地の貸借は、貸し手には税制の優遇措置が受けられ、借り手には複数の賃料支払いを一本化できるといったメリットがあることから、この内容を改めて周知し、機構を通じた農地の集積・集約化を進めてまいる。

○ 加えて、来年度から、「構造転換緊急プロジェクト」として、市町村が策定している地域計

画において、将来の農地の受け手を明確化するとともに、集約化・大区画化した農地において必要となる機械の導入等を支援してまいります。

2-3 農業に従事している外国人労働者への支援について

つぎに、本県農業に従事している外国人労働者について伺います。

今年2月の衆議院選挙でも、外国人政策や、外国人受入れの厳格化などが争点となりました。しかし、農業の現場からは外国人抜きにしては成り立たないとの声も聞かれます。今年2月の新聞報道で取り上げられた久留米市の農家では従業員16人のうち14人がベトナムやフィリピン、インドネシアなどからの外国人で占められ、技能実習や特定技能の在留資格のもとで朝早くから野菜作りや出荷などに従事しているとのことでした。

全国の、農業分野で働く技能実習生と特定技能の外国人は2024年末の時点では約6万1千人で年々増加の一途です。政府は1月下旬に技能実習に代わって2027年度から導入する在留資格「育成就労」について、特定技能制度と併せての方針を閣議決定し、農業分野で働く外国人の上限は、2024年度から5年間で9万9600人と定められました。

一方、国の試算によると、農業従事者の数については2028年度に約98万人と、2023年度と比べ約40万人減少するとされています。政府は生産性向上や女性、高齢者の就業促進で賄えるとしていますが、現場からは絵に描いた餅、農業現場の人手不足は外国人抜きでは解消できないとの声も上がっています。農業従事者を確保していくには、そこで働く外国人が安定的に就農できる環境づくりも重要と考えます。

そこで伺います。

本県農業に従事している外国人労働者の数について、特定技能を含めて教えてください。そして、農業における外国人労働者の必要性についての知事の所見と、県として行っている農業の生産現場における外国人労働者への支援、更には地域住民と共に円滑な社会生活を送るための支援についてもお聞きします。

問 農業に従事している外国人労働者への支援について

- 本県の農業に従事する外国人労働者数は、福岡労働局によると令和6年10月時点で約2,000人であり、このうち特定技能で就労されている方は、581人となっている。
- 今後も高齢化や人口減少により、農業従事者の減少が見込まれる中で、外国人労働者が必要とされる生産現場で活躍していただくことが、持続可能な農業を実現するために不可欠と考えている。
- このため、県では、普及指導センターが、農業者の要請を受け、外国人労働者への栽培指導を行い、農業生産にかかる技術や知識の習得を支援するとともに、熱中症予防の外国語パンフ

レットを提供し、農作業の安全対策について指導している。

- また、外国人労働者が地域で円滑な社会生活を送れるよう、ゴミ出しや自転車の駐輪など生活マナーや交通ルールを学んでいただく説明会を実施するとともに、市町村や地域の国際交流協会が運営する日本語教室に日本語教育の専門家を派遣し、運営支援を行っているところである。

さらに今後は、日本語が全く分からない外国人労働者の家族を対象とした日本語教室の開設を支援することとしている。

2-4 県産カキの海外への販路拡大について

次に、本県水産業について伺います。

知事は、本議会冒頭の議案説明の中で、「消費・販売を拡大し、『稼げる農林水産業』を実現することについて、「活水産物の輸出が解禁されたベトナム向けにマダイとカキの試験輸出を実施」と打ち出されました。

本県産のカキについては、その一部が生食用としてシンガポールへ輸出されていますが、この度、2025年の実質GDP成長率が8%を超えるベトナムへの試験輸出を実施し、さらなる販路拡大に取り組もうとされています。県産カキの品質を維持しながら輸出することが出来れば、ブランド向上に資するものであると考えます。

そこで知事に伺います。

人口減少に伴う国内市場の縮小も視野に入れ、国内だけでなく海外に目を向けて県産カキの販路拡大を行っていくことが重要と考えますが、県としてのこれまでの取組と今後どのように取り組んでいくのか、お答えください。

問 県産カキの海外への販路拡大について

- 県では、将来的な国内市場の縮小を視野に入れ、販路の多様化を図るため、海外の輸入業者を産地へ招へいし、商談の支援を行ってまいった。

これらの取組の結果、シンガポールや香港、タイなどへの輸出が実現し、現地の高級レストランで県産カキが採用されている。

- これらの国・地域にカキを輸出するにあたっては、国内向けと同様に衛生管理を徹底する必要がある。

このため、県では、カキの洗浄機や紫外線殺菌装置などの整備に対して支援するとともに、カキ養殖業者向け衛生講習会を開催し、定期的な細菌検査など、出荷時の取扱いについて指導を行っている。

また、シンガポールでは、国内基準にない衛生基準を満たす必要があり、県において衛生管理プ

ログラムを策定し、養殖業者への遵守を徹底しているところである。

- 加えて、ベトナム向け活水産物の輸出が、一昨年に解禁となったことから、来年度、カキの試験輸出を行い、着荷品質の改善に取り組むとともに、漁業者を現地に派遣し、輸入業者との協議や現地ニーズの把握を通じて輸出産地の育成を図ってまいる。

2-5 漁船や漁具等の設備導入にかかる支援について

次に、カキ養殖も含めた漁業経営、主に設備投資への支援について伺います。

漁業者が、長く漁業を続けていくためには、漁船や漁具等の設備の更新が不可欠ですが、新品導入のみを前提とした支援では負担が大きく、更新が進みにくいという実態があり、大規模な設備更新を迫られた漁業者が、それを機に廃業を決めたという声もお聞きしています。

また、新たに漁業に就業しようとする人にとって、その初期投資は非常に大きな負担となります。中古漁船や漁具の補助については国の支援があるとのことですが、漁業者の中にもそうした制度を知らないという声もあり、更なる周知が必要と考えます。

また、京都府や島根県では、県事業として中古漁船や漁具の取得費を助成しています。

そこでこの項の最後に伺います。

国が行う中古漁船や漁具等の導入に関する補助金をどのように周知しているのか、また、県では、中古漁船や漁具等の導入に対し、どのような支援を行っているのかお聞かせください。

問 漁船や漁具等の設備導入にかかる支援について

- 国は、平成27年度から、漁連などの漁業団体が、中古の漁船や漁具を取得し、それを漁業者にリースする際に、漁業団体に対し取得経費の2分の1以内の範囲で支援する事業を実施している。

県では、本事業について、リース事業者となる漁業団体を対象に説明会を開催し周知している。

その結果、これまでに中古漁船72隻が導入されている。

- また、漁業者が中古の漁船やエンジンなどの設備を導入する際には、県が現行3.95パーセントの金利のうち1.25パーセントを助成する漁業近代化資金の活用を促すことで、設備投資の負担軽減を図っており、昨年度の実績は、中古漁船など10件となっている。

3 公共交通の維持について

3-1 公共交通の社会インフラとしての位置づけと将来にわたる維持・確保について

次に公共交通の維持に係る施策についてお聞きします。

近年、福岡県における地域公共交通は、人口減少や少子高齢化の進行に加え、運転士不足、燃料価格の高騰など、複合的な要因により、県内各地で極めて厳しい状況に置かれています。鉄道、路線バス、BRT など交通形態の違いはあれど、いずれも県民の日常生活を支える不可欠な社会インフラであり、その維持が困難となれば、地域そのものの持続可能性に直結する重大な課題です。しかし現状では、公共交通が依然として「採算性」を基準とした事業として扱われがちであり、都市部と地域間の交通格差は年々拡大しています。

こうした県内公共交通の厳しさを象徴する例の一つが、筑豊地域を走る平成筑豊鉄道です。沿線人口や利用者の減少により、経営努力のみでの維持には限界があり、現在も県および沿線自治体の財政支援によって事業が継続されています。この状況は、特殊な問題ではなく、県内各地の鉄道や路線バスに共通する構造的課題であり、公共交通全体の将来像を考える上で重要な示唆を含んでいると考えます。そこで伺います。

県として、県内の鉄道や路線バスなどの公共交通を、県民生活を支える公的社会インフラとしてどのように位置づけ、将来にわたり維持・確保していく考えなのか、知事の基本的な認識をお尋ねします。

問 公共交通の社会インフラとしての位置づけと将来にわたる維持・確保について

- 交通は、経済活動や県民生活を支える重要な社会基盤であることから、県では、「福岡県交通ビジョン2022」において、国、県、市町村、交通事業者などあらゆる関係者が協働し、交通施策を進めていくこととしている。
- とりわけ、鉄道や乗合バスなどの地域公共交通は、通勤、通学、通院、買物といった地域住民の皆様の日常生活や観光の際の移動手段として不可欠なものであり、経済活動を支え、観光振興を図る上でも重要なものであることから、将来にわたって維持・確保を図る必要があると認識している。
- このため、複数の市町村にまたがる広域的・幹線的なバス路線を運行する事業者やコミュニティバスを運行する市町村に対して、運行経費や車両購入費に対する助成を行っている。
また、鉄道についても、国や市町村と連携し、鉄道事業者が行うレールや枕木の交換、信号保安設備の更新など、列車の安全な運行に必要な経費に対する助成を行っている。
- 今後とも、こうした支援により、地域公共交通の維持・確保に努めてまいります。

3-2 交通税の導入について

先に述べたように、公共交通の維持は、もはや個々の事業者や沿線自治体のみで担える段階を超えており、社会全体で支える仕組みへの転換が必要です。

我が会派はその具体的方策の一つとして、公共交通の維持・確保に用途を限定した法定外目的税、いわゆる交通税の導入を提起してきました。我が会派としては、交通費に上乘せする形でなく、森林環境税のように県民全体から広く納める形で公共交通を支える交通税の導入を、他の自治体の動向を見ながらではなく、福岡県が率先して本格的に検討すべきと改めてお訴えいたします。そこで質問です。

地域公共交通維持・確保を目的とした交通税について、本県として具体的な研究を行ったり、導入の検討を進めたりする考えはないのか、知事の所見をお聞かせください。

問 交通税の導入について

○ 交通税の導入は、法定外目的税の新設であり、県民に新たな負担を求めるものである。

このため、

- ① どのような施策の目的を達成しようとしているのか
- ② 必要な費用はどの程度か
- ③ 税以外に財源確保の方策はないのか
- ④ 受益と負担の観点から誰が負担すべきか

など、多岐にわたる課題を解決する必要があることから、新たな税の導入については、慎重に判断すべきものであると考えている。

○ 交通税の検討を進めている滋賀県では、昨年、令和8年度からの地域公共交通計画の素案に、地域交通の維持・確保にかかる安定的な財源として交通税の制度検討が盛り込まれたが、県議会の方から、「既存財源の検証が先である」といった意見が出されたほか、素案に対するパブリックコメントにおいても、反対や慎重な立場の意見が多かったと伺っている。

○ 地域公共交通の維持・確保は全国的な課題であることから、県では、これまで、国に対し、全国知事会や九州地方知事会等を通じて、地域公共交通の維持・確保に必要な予算の確保などを要望してきたところである。

また、昨年2月には、県議会の皆様からも国に対し、「地域公共交通への支援の強化を求める意見書」を提出していただいた。

○ 引き続き、国に対し、必要な予算の確保について要望を行ってまいります。

4 ビックデータの活用について宿泊税について

4-1 防災分野におけるビッグデータの活用について

次に、本県における「ビッグデータ」の活用についてお聞きします。

知事は本年1月の新春インタビューでの新年度新規事業紹介において、「物流の効率化及び高速道路 IC 圏域の拡大に資する交通ビッグデータの分析」について取り組むと表明されました。この表明を踏まえ、以下、質問いたします。

2015年（平成27年）の『12月県議会』代表質問において、私が会派代表質問を行った際、「本県におけるビッグデータを活用した災害対策の必要性について」当時の小川知事を質しました。

質問の趣旨としては、2005年3月20日の「福岡県西方沖地震」。そして、2011年3月11日に発生した「東日本大震災」という大地震を受け、産学官が連携し、震災などの災害発生時の膨大な電子情報、すなわちビッグデータを活用し、これからの災害対策に生かしていくべきである。なお震災ビッグデータは火山の噴火や洪水などの自然災害にも役立て、そのことで多くの人々の命を救うことになり、それが今の時代にできる防災対策ではないかと主張しました。

当時の小川知事は答弁で、「ソーシャル・ネットワーキング・サービスの情報など、いわゆるビッグデータにつきましては、さまざまな分野での利活用が期待されており、国では、ビッグデータの活用についての実証試験を行っている。県として、国のこうした実証結果や民間事業者等の検討状況というのを注視しながら、防災分野におけるビッグデータの活用方策について研究を進めてまいる」と答えられました。

そこで1点目に、本県の防災分野におけるビッグデータの活用について、この10年間の国や民間事業者の検討状況を踏まえ、本県の防災・減災対策にどのように活かしてきたのか、具体的にお答えください。

問 防災分野におけるビッグデータの活用について

- 国では、民間事業者等との実証研究を経て、地図や衛星画像上に、インフラや施設情報のほか、交通情報や被災情報等を重ねて表示・分析し、自治体等の迅速な災害対応を支援する「新総合防災情報システム」の運用を令和6年4月に開始した。
県では、昨年10月の九州・山口各県との広域応援図上訓練などにおいて、このシステムを活用しているところである。
- また、県では、ビッグデータに最新のAI技術を組み合わせたシステムを導入し、防災・減災対策の強化を図ってまいった。

具体的には、県民の皆様の避難支援や県の災害対応力の強化を図るため、令和元年に、大量のSNS投稿から、フェイク情報をAIが分析・排除した上で、災害現場の状況をリアルタイムで把握することができるシステム「スペクティ」を導入した。

昨年度からは、災害時に被災情報や避難情報を県内の市町村や消防本部等と共有する県の防災情報ネットワークシステムと連携することで、市町村等においても利用可能とし、災害情報の迅速な収集を支援しているところである。

○ さらに、今年度は、過去の被災データや気象情報をAIが分析し、土砂災害や河川氾濫等のリスクを15時間先まで予測することができるシステム「プレイン」を本格導入した。

これを県の防災情報ネットワークシステムと連携することで、県内市町村の避難指示の発令や避難所開設の判断に活用できるようにし、頻発、激甚化する自然災害への迅速な初動対応の支援を強化しているところである。

4-2 交通ビッグデータの分析について

今回、服部知事は新たに「効率的な物流や企業誘致のための道路整備に向けた交通ビッグデータ分析の本格化」を打ち出されたわけですが、10年前と比べ、IT技術の進歩は目覚ましいものがあります。

ETCの次世代版として、2016年に本格導入された交通ビッグデータの収集ができるETC2.0については、国がこのデータのオープン化に向けた課題や改善点を把握するための試行を行っています。今回のビッグデータ分析は、この試行に採用されており、提供されたデータを十分に活用する必要があると考えています。

そこで2点目に伺います。

交通ビッグデータの分析について、どういった行程で進め、活用していかれるおつもりか、時期的な目標も含めてお聞かせください。

問 交通ビッグデータの分析について

○ 近年、IT技術の進展により、ETC2.0車載器やカーナビから、車両の位置や走行速度、加速・減速の状況といった交通ビッグデータを継続的に収集し、これを詳細に分析することが可能となっている。

○ 県では、今年度から、効率的な物流や企業誘致を進めるため、県内を走行する「物流車両」に特化したデータを用いて、港湾や空港といった主要な物流拠点から頻繁に利用される経路を特定し、速度低下などの要因を分析している。

来年度には、物流拠点を県内全域に拡大し、分析を本格化することとしている。

○ この分析結果に基づき、バイパス整備や交差点改良といった整備手法を検討した上で、順

次、物流の効率化や更なる企業誘致のための戦略的な道路整備
「F u k u o k a スムーズコネクト」につなげてまいる。

5 適正な取引の実現について

5-1 パートナーシップ構築宣言と県の公共調達における価格転嫁への取組について

次に適正な取引の実現についてお聞きします。

近年、原材料費や人件費の上昇分を取引価格に十分に転嫁できず、立場の弱いとされる中小・小規模事業者や受託業者（下請け）に、しわ寄せが生じている実態があります。

こうした状況は、民間取引に限らず、公共調達や委託事業においても例外ではなく、価格競争が優先されることや人材確保が困難となり、結果として入札不調となるなど、引いては公共サービスの質の低下にも繋がりがかねません。

この様な課題に対応するためには、発注者である県自らが、発注事業者を地域経済と公共サービスを支える対等なパートナーとして位置づけ、適正な価格転嫁や誠実な協議を行う姿勢を明確に示すべきと考えます。

本県においては、パートナーシップ構築宣言の趣旨を踏まえ、企業に対して宣言への参加を促し、入札参加資格審査における加点措置などを通じて、取引適正化の取組を後押ししているところです。しかしながら、現在の制度は、あくまでも企業が発注者として宣言をおこなう仕組みであり、県自身が発注者として公共調達や委託事業における取引の在り方を宣言するものとなっていないと認識しています。

一方で、新潟県においては、国が推進するパートナーシップ構築宣言の趣旨を踏まえつつ、県自らが公共調達において重点的に取り組む内容を明記した「新潟県パートナーシップ構築宣言」を公表し、発注者としての責任と役割を明確に示す取組が進められています。

そこで知事に伺います。

新潟県で行われているような、発注者である自治体自らが主体となって行うパートナーシップ構築宣言の考え方を公共調達や委託事業にも適用する先行事例について、知事はどう評価されているかお聞かせください。

また、取引の適正化や価格転嫁の促進の観点から、民間企業に留めることなく、本県においても、パートナーシップ構築宣言を行うことで、本県の公共調達における価格転嫁を進めていくべきと考えますが、知事のご所見をお聞きします。

問 パートナーシップ構築宣言と県の公共調達における価格転嫁への取組について

- まず、パートナーシップ構築宣言とは、サプライチェーンの中にある大企業と中小企業の共存共栄、チェーン全体の付加価値向上などを目指す国の取組であり、発注者側の企業の代表者

が、労務費などのコスト上昇を踏まえた適切な価格転嫁に対応する旨を宣言するものとなる。

- 自治体は、公共調達に際し、原則として一般競争入札を行うことが義務付けられていることなどから、宣言の対象外となっているが、公共調達における適切な価格転嫁は、地域経済に与える影響を踏まえると、大変重要だと認識している。
- 昨年11月末には、全国知事会で47都道府県が一致団結して、公共調達における適切な価格転嫁の実現に向けた行動宣言を行ったところであり、県単独のパートナーシップ構築宣言を行うことは考えていない。なお、中小企業や小規模事業者における取引上の悩み相談を受け付けることになっている国の「取引かけこみ寺」において、県の公共調達に関する相談は、今年11月末時点でない。
- さらに、県では、契約面の具体的な取組として、適切な予定価格の設定や、実勢価格の変化に応じた契約金額変更の適切な実施などを今年10日に庁内全体に通知し、また、令和8年度当初予算においては、上昇傾向にある労務費などのコスト増加分を反映するなど、具体的な取組を進めているところである。今後も県自らが率先して取り組むことで、価格転嫁が、業種や規模を問わず、県内のあらゆる企業において適切に行われる機運を一層高め、地域経済の好循環の実現を目指してまいらる。

5-2 公契約条例に関する意見交換会について

取引の適正化や公契約における労働条件の改善を実効性あるものにするためには、発注者である行政（自治体）、発注事業者、そして労働者それぞれの立場から課題や実態を共有し、合意形成を図る場が不可欠です。本県では公契約条例の制定について、2018年11月に労・使を交えた意見交換会が実施されましたが、その後、県の労働政策審議会の一議題として取り上げられたことはあるものの、公契約条例に特化した協議の場は服部県政に代わった現在においても開催されておらず、残念に思います。

そこでお伺いします。

公契約条例に特化した労使の意見交換会が長きにわたって開かれていない理由をお聞かせください。

また、公契約条例の課題や問題点を洗い出すためにも、公・労・使それぞれの声を直接聴く意見交換の場を改めて設ける必要があると考えますが、知事の見解をお聞かせください。

問 公契約条例に関する意見交換会について

- 公契約条例の制定に当たっては、賃金等の労働条件は労働者と使用者が自主的に決定するとの原則や、労働条件の最低基準を定めた最低賃金法や労働基準法との関係をどのように整理するかといった課題がある。
- また、公契約条例の制定等に関して意見を聴取するため、平成30年に、連合福岡、経営者協

会、商工会議所連合会、中小企業団体中央会といった労使の団体に呼びかけて会議を開催したところ、各団体からは、

- ・ 県が法に基づく最低賃金を上回る基準を設けると、それが殊更強調されることにより経営者が無理な経営を強いられ、結果として労働条件の低下を招くこと
 - ・ とりわけ建設業では、下請け、孫請けにまで「しわ寄せ」が生じることが懸念される
- といった意見があり、このような状況から、県としては、公契約条例の制定は難しいと考え、以後意見交換を行ってこなかった。

○ 令和6年に、物価高に伴い原材料費が高騰している状況を踏まえ、労働者の保護と公共サービスの質の確保の観点から、改めて、学識経験者を加えた公労使の委員で構成される労働政策審議会において、公契約条例について審議いただいた。

審議会においては、先ほどの意見交換会で出された意見に加え、学識経験者からは、最低賃金法に基づき定められた最低賃金を上回る金額を条例で定めることは、憲法に抵触する懸念があるといった課題が示された。

○ このように公契約条例の制定については様々な課題があるが、公契約条例を取り巻く状況については、引き続き注視する必要があることから、労働政策審議会の場を活用し、意見交換を行ってまいらる。

6 カスタマーハラスメント対策について

6-1 カスタマーハラスメント対策に関するガイドラインの作成について

本県におけるカスタマーハラスメント対策について伺います。

国は、いわゆるカスハラ対策を位置づけた労働施策総合推進法の改正を2025年6月に公布し、本年10月1日からすべての事業主に対して、顧客等による著しい迷惑行為から労働者を守るための措置を講じることが義務化されます。この義務に違反した事業主は、公表あるいは法律に基づいて事実関係や関係資料の提出を求める報告徴求命令等の対象となるため、県内事業主の体制整備が急がれるところです。

わが会派は一昨年6月議会の質問で、カスハラ対策における事業主への支援や、消費者への周知を求め、県としても、相談窓口の設置、福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センターの開設、ポスター掲示による消費者への啓発活動などの取り組みがなされてきました。

民間の取組みでは、フランチャイズ型のコンビニエンスストアで、各社が本部主導によりカスハラを抑止するポスターの店内掲示や、対応方針・マニュアルの整備を進め、全国一斉に統一的な対応が取られることで、従業員を守ると同時に「理不尽な要求は許されない」という社会的な共通認識が広がりつつあります。一方で、中小企業や小規模事業所では、対応基準やマニュアル整備が追いつかず、対応が従業員個人に委ねられているのが実情です。

カスハラの中には、暴言や威迫、長時間拘束、業務妨害など、刑法に抵触する、あるいは、そのおそれのある行為も含まれます。しかし悪質な事案であっても、どの段階で警察に相談してよいのか分からないとの声も多く、被害の長期化や深刻化につながっています。

本県は、全国に先駆けて県職員を守るためのカスハラ対策に取り組んできた実績があります。また、本県警察では、全国に先駆けて県民からの警察職員に対するカスハラ対策に取り組んでいることもあり、こうした知見を活かしながら民間で発生する悪質な事案に対し、どの段階で警察に相談すべきかといった的確な対応ができるものと期待するところです。

更に、飯塚市をはじめ、市町村においても不当要求行為等への統一的対応を目的とした条例制定など、先行的な取組が進んでいます。一方で、市町村ごとに定義や判断基準、対応方法が異なれば、現場や県民に混乱を生じさせかねません。

そこで、市町村の役割を尊重しつつ、国の示すカスハラ対策を踏まえて県が率先してガイドラインを作成し、市町村や県民に示していくべきと考えます。

そこでまず伺います。

1点目に、カスハラの定義、判断基準、初期対応から組織的対応、警察等との連携までを整理し、

民間でも行政でも参考にできる、事業主の取るべき基本的な措置をまとめた県内共通の分かりやすいガイドラインを、県が率先して作成すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

問 カスタマーハラスメント対策に関するガイドラインの作成について

○ 改正労働施策総合推進法が今年10月から施行され、事業主にカスタマーハラスメント防止のために講ずべき措置が義務付けられる。

これに伴い、その内容等をまとめた指針が、昨日、策定された。

○ この指針においては、職場におけるカスタマーハラスメントの定義及び判断基準のほか、事業主が雇用管理上、講ずべき措置として

- ・ 職場におけるカスタマーハラスメントに対する方針の明確化と従業員や顧客への周知
- ・ 従業員からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備
- ・ カスタマーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

などが、具体例とともに示されている。

○ 県としては、この指針の内容について、福岡労働局と連携しながら、事業者向けセミナーや市町村の担当者を集めた会議等を活用し、広く周知を図ってまいり。こういったことから、現時点では県内共通のガイドラインを作成することは考えていない。

6-2 民間事業者のカスタマーハラスメント対策について

2点目に、国の法施行を本年10月に控える中、民間事業者のカスハラ対策について、対応マニュアルの整備、又は研修の実施に取り組んでいる事業所はどの程度あるのか、また県としてカスハラ対策が進むようどのような支援を行ってきたのかお教えてください。

併せて、県として10月の改正法施行を受け、国が求めるカスハラ対策を着実に実施できるよう、民間事業者がその業態に合わせ個別に定めるマニュアルの作成を支援していくべきと考えますが、知事のお考えをお答えください。

問 民間事業者のカスタマーハラスメント対策について

○ 厚生労働省が一昨年度に実施した全国調査によると、カスタマーハラスメントへの対応に関し、具体的な対応手順等をまとめたマニュアルの作成又は研修を実施した事業主は、13.7%となっている。

○ 県では、事業主による、社内マニュアルの整備や従業員からの相談窓口の設置などのカスタマーハラスメント対策の導入が進むよう、社会保険労務士による相談支援を行っている。また、顧客への適切な対応や警察への通報手順等を具体的に説明した優良事例の動画を県のホームページに掲載するとともに、福岡労働局と共催する企業説明会で紹介している。

今年度は、福岡県中小企業雇用環境改善支援センターにおいて、企業に求められるカスタ

ーハラスメント対策についてのセミナーを県内4地域で開催し、延べ98社にご参加いただいた。

- 今年10月からは、事業主にカスタマーハラスメントの防止のために必要な措置を講じることが義務付けられることになる。

県としては、この義務付けに伴い、マニュアルの作成など国の指針に示された対策に、事業主が適切に対応できるよう、引き続き、先ほど申し上げたセミナーや社会保険労務士派遣を活用し、助言を行ってまいります。

7 AI のガバナンス都市計画道路・長浜太宰府線について

7-1 庁内におけるAIガバナンスの整備について

次に、生成AIにまつわる問題について質問いたします。

まず、県庁内におけるAIガバナンスです。

AIガバナンスとは、AIにまつわる倫理違反、差別、セキュリティ問題などのリスクを適切に管理し、安全性や透明性を確保しつつ、AIのもたらす利益を最大化するための組織的な体制やルール作りといった包括的な管理体制のことです。国はAI利活用の加速的推進とあわせ、AIガバナンスの主導などを柱とする人工知能基本計画を昨年12月に決定しています。また経済産業省はそれに先駆けてAIガバナンスの在り方を検討しており、「様々な分野の有識者の知識と経験を結集しなければ解決できない喫緊の課題である」と位置付けています。

本県は生成AIチャットサービスの全庁導入や行政手続きのオンライン化、官民データ連携基盤がすでに整備されています。こうした取り組みをさらに発展させるためにも、AIガバナンスの整備が不可欠だと考えます。そこで質問します。

本県としてもAIガバナンスを整備すべきと考えますが、今後どのようにその整備を進めていける方針なのか、知事の考えをお尋ねいたします。

問 庁内におけるAIガバナンスの整備について

- 県では、生成AIの活用にあたり、令和5年9月に策定した「生成AI庁内利活用ガイドライン」を、デジタル技術の進歩等に合わせて、随時改訂を加えながら運用している。このガイドラインでは、誤情報の拡散、著作権の侵害、情報の漏洩、人権の侵害といった生成AIのリスクを明示し、職員にこれらのリスクを十分理解させた上で、生成AIの有効かつ安全な利活用を推進している。
- こうした中、国は、昨年12月に閣議決定した人工知能基本計画において、人とAIが協働する社会でAIの利活用と技術革新の好循環を実現する環境を構築するため、AIの信頼性を高める「AIガバナンス」を主導することとしている。その中で、行政分野においては、物事を自ら判断し実行するといった、先進的なAIの円滑かつ適正な利活用に向け、今後、国において、指針や各種ガイドライン等を作成することとしている。
- 昨今のAIの技術革新は目覚ましく、今後、県においても、自律的に業務を実行できる、より先進的なAIの活用について検討が必要になることが予想される。このため、県としては、国の動きも注視しながら、AIガバナンスの視点を取り入れたガイドラインの見直しについて検討してまいる。

7-2 教育現場における生成AIの適切な利活用について（教育長答弁）

続いて教育長に伺います。現在、学校や家庭で子どもたちがAIを調べ物や宿題の答案づくりに使ったりするほか、家族や先生にも相談できない悩み事をAIに相談するといったこともあるということです。しかしAIが示す答えが間違っていたり、倫理的に問題があったとしてもそれを鵜呑みにしてしまう、またAIに頼り切ってしまう、物事を自ら判断したり、考える力が育ちにくいという問題が生じています。

教職員組合が教職員に実施したアンケートでは、AIの利便性について現場では一定の評価はしているものの、子どもたちがAIの作った文章をそのまま丸写しして内容もよく把握しないまま学校新聞を作成したり、AIをあてにして自分で考えない生徒がいるとの報告が挙げられているほか、AIの活用は子どもにとって良くないことなのではないかと心配する声も上がっています。子どもたちがAIに頼り切って客観的な物の見方、論理を展開する力を身につける機会を失わないよう、それらを教育現場で補完する取組が必要と考えます。

またAIはいまや画面の中だけの存在ではなく、受付ロボット、介護ロボット、配膳ロボット、見守りAIなど、物理的な形を持つ「フィジカルAI」として生活空間にありふれた存在になりつつあります。子どもたちがロボットに強い親近感を抱いて依存しきってしまうケースも考えられ、AIとの距離感をどのように保つのかを教育現場でも示していく必要があるのではないかと思います。

そこで、AIの弊害についての教育長の認識についてお答えいただいた上で、その弊害を踏まえて、教育現場における適切なAIの利活用についてどのように進めていくか、教育長の考えをお示しく下さい。

問 教育現場における生成AIの適切な利活用について（教育長答弁）

- 生成AIについては、適切に活用すれば、児童生徒の探究的な学習をより深めることができる一方で、安易な依存による批判的思考力や創造性への影響、不正確な情報の生成、人権の侵害、情報漏洩など、様々な懸念があると認識している。
- このため、児童生徒に対して、生成AIの基本的な仕組みや特徴を十分理解させた上で、自他の権利を尊重し情報化社会での行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利用することなど、情報モラルを含む情報活用能力を育成していくことが重要であると考えている。
- 県教育委員会としては、生成AIの適切な利活用を推進するため、学校教育の情報化の方向性等を示す学校教育情報化推進計画において、生成AIの利活用に関する内容を盛り込むとともに、教員研修の充実を図ってまいります。

8 教育現場における会計年度任用職員について

8-1 非常勤講師の人員数等について（教育長答弁）

次に、教育現場における会計年度任用職員に係る制度の課題についてお聞きします。

県内公立学校における会計年度任用職員は、児童生徒の学習支援や事務補助、特別支援教育のサポートなどの業務を担っていますが、人手不足の現在、授業までも行う教育現場には欠かせない存在となっており、その雇用安定と継続的な任用、処遇の是正を制度として保障することが欠かせないと考えます。

総務省は、会計年度の制度導入の趣旨として、「これまで制度的に不明確であった非常勤職員の任用・処遇の在り方を整理し、適正な任用と勤務条件の確保を図るため」と明確に示しています。しかしながら学校現場では、特に非常勤講師について、会計年度任用職員制度の導入以降も制度の趣旨と実態がかけ離れているとの声が聴かれます。

具体的には、夏休みに任用期間が切れるため「健康保険をいちいち切り替えなければならない」ことをはじめ、「雇用条件が事前に示されないまま任用が開始される」「任用通知が勤務開始後に渡される」といった、一般企業で適用される労働基準法からは到底考えられないような問題が多く存在するとのことでした。

また「出産・育児中に任用が継続されない」「産前産後休暇の制度はあるが、代替職員がいないので非常に使いづらい」「授業時数が報酬額の算定基準になっているため、授業以外の準備やテストの採点、授業のない冬休みの生徒や保護者の相談業務などは全てただ働き」といった悲痛な声も現場から寄せられています。

一方、大分県や熊本県においては、長期休暇中も雇用が継続されるなど運用の柔軟化が図られています。そこで以下教育長に伺います。

今年度、県内公立学校において授業を任されている非常勤講師の人員数と、教員全体に占める割合をお示しください。また、昨年度の非常勤講師の離職率、夏休み後に再度任用されなかった者の率についてもお教えてください。

問 非常勤講師の人員数等について（教育長答弁）

- 非常勤講師の勤務時間は、受け持つ授業が週3コマや12コマなどばらつきがあるが、今年度5月1日現在、小学校で833人、中学校で267人、高校で630人を任用しており、教員全体に占める非常勤講師の割合は、小学校で7.8%、中学校で4.6%、高校で11.9%となっている。
- また、非常勤講師の任用に当たっては、従事させる業務がない夏季休業期間を除いて、一学

期の始業日から夏季休業開始前までと、夏季休業後から学年末までの2つの期間に分けて任用しているところであり、昨年度、夏季休業までに途中で離職した者の割合は、小学校で0.6%、中学校、高校はそれぞれ

0.8%となっている。

また、夏季休業後に任期の途中で離職した者の割合は、小学校、中学校は

1.3%、高校は0.5%となっている。

○ なお、昨年度、一学期の始業日から夏季休業前までに任用されていた非常勤講師が、夏季休業後に同一校で再度の任用とならなかった割合は、小学校で

3.9%、中学校で2.6%、高校で4.3%となっている。

8-2 非常勤講師の任用に当たっての課題について（教育長答弁）

次に、それら県内の非常勤講師の任用にあたっての課題について、教育長はどのように認識されているのかお答えください。また、その解決に向けてどう取り組んでいるのかお示してください。

問 非常勤講師の任用に当たっての課題について（教育長答弁）

○ 非常勤講師の任用が必要となる学校と人員は、3月の正規教員の人事異動が確定した後には定まるため、その任用事務は3月末からの極めて短い期間に集中することとなる。

特に、学校始業日直前に非常勤講師を任用する場合には、勤務条件の説明のみを行い、任用を開始することもあり、任用通知書の交付が遅滞する事例が生じていることもあると認識している。

○ このため、人事異動内示日を前倒しし事務処理期間の確保に努めており、今後さらに県立学校及び教育事務所に対し、適切な任用手続きについて、指導を徹底してまいります。

8-3 非常勤講師の働く環境の整備について（教育長答弁）

最後に、県教育委員会は、非常勤講師の働く環境の整備をどのように講じているのか、あるいは今後講じる予定があるのか見解を伺います。

問 非常勤講師の働く環境の整備について（教育長答弁）

○ 総務省からは、夏休み期間中に従事させる業務がない場合、その期間を除き任期を分けることは不適切な取扱いとはならないとの見解が示されており、本県の夏季休業期間を除いて任用している運用は適切なものと考えているが、冬季休業期間については短期間であることも踏まえ、任用を継続させている。

○ このほか、任期を分けたことに伴い、同一人物を再度任用する場合でも、新たな任用として、

その都度、任用事務が生じるとされているが、本県では、非常勤講師の利便性に配慮し、提出書類の弾力化を図っている。

- また、令和2年度からの会計年度任用職員制度の導入に伴い、授業時間外の授業準備やテストの採点等にも従事することを前提に、勤務時間や報酬単価の設定を行うとともに、新たに期末手当等の支給を可能としたところである。
 - 県教育委員会としては、非常勤講師は、学校運営を支える重要な存在であると考えており、今後とも、業務の実態に即した適切な勤務命令となるよう、県立学校長等への指導に努めるとともに、実際に働く非常勤講師の声を聞きながら、勤務環境の整備を進めてまいらる。
-

9 福岡高速道路の延伸について

9-1 福岡高速道路の延伸について

次に、福岡高速道路についてお聞きします。

「福岡高速道路」環状線の「天神北」出口から「福岡県道 602 号後野福岡線（うしろのふくおかせん）」、いわゆる「渡辺通り」を経て渡辺通 1 丁目交差点までの約 2.0 km の区間は、日常的に渋滞が非常に激しい箇所です。

そして、「どんたく」や「山笠」などのお祭り、ゴールデンウィーク、クリスマスや年末年始ともなると、「福岡高速道路」上でも渋滞が続き、「天神北」出口で降りたとしても、「渡辺通り」を抜けて「日赤通り」まで至るのに、場合によっては 1 時間以上かかることがあります。

渋滞によって救急車や消防車さえ身動きが取れないことも多々あり、地元の周辺住民にも多大な迷惑がかかっています。

国土交通省は、全国の渋滞による経済損失は年間 12 兆円、時間損失は 1 人あたり年間 30 時間と算出しています。

本県においては、1970（昭和 45）年 12 月、福岡県土木部に「都市高速道路建設準備室」が設けられ、具体的な「高速道路公社」設立と高速道路建設の計画立案への取り組みがはじまりました。そして、翌 1971（昭和 46）年 11 月、福岡県・福岡市・北九州市が出資し、これらの 3 者が設立団体となって「福岡北九州高速道路公社」が設立されました。

当時の「福岡高速全体計画構想路線図」では、「福岡高速道路」は高速 1 号線から南側に放射線状に高架道を伸ばす計画案で、具体的には「天神北」出口から渡辺通を南下して高速 4 号線と高速 5 号線を造る計画でした。

その後、1995（平成 7）年 10 月より九州地方建設局、福岡国道工事事務所、福岡県、福岡市、公社からなる「福岡外環状道路の整備方策に関する会議」が数次にわたり開催され、1998（平成 10）年 12 月 25 日に「福岡外環状道路の整備計画及び工事实施計画」が許可されることになりました。

こうして、「福岡高速道路」は当初の放射線状延伸から環状線に変わり、今日の「福岡高速道路」となっています。

なお、この「福岡高速道路」ですが、環状線、香椎線、太宰府線、粕屋線、アイランドシティ線とも高架であり、高架下は「福岡外環状道路」、「愛宕通り」、「国道 3 号」、「国道 201 号」というように一般道が縦列で走っている高架構造の道路です。

そこで、お尋ねします。

冒頭の「福岡県道 602 号後野福岡線」、通称「渡辺通り」の大渋滞の現状に鑑み、「福岡高速道路」の「天神北」出口から渡辺通 1 丁目交差点までの約 2.0 km を高架構造として福岡高速道路を延伸することを検討すべきと提案しますが、知事の見解をお尋ねします。

問 福岡高速道路の延伸について

○ 通称「渡辺通り」を含む高架構造の高速道路の計画については、

- ・ 既成市街地の中に広幅員の道路用地を確保することが極めて困難なこと
- ・ 高速道路より地下鉄などの公共交通機関の導入が望ましいこと

といった理由で、昭和 56 年に計画から削除されている。

その後、都心部に流入する車両を分散させるため、環状型の高速道路が整備され、現在に至っている。

○ 渡辺通りを含む都心部における渋滞対策については、国・県・福岡市などで構成する「福岡県交通渋滞対策協議会」において、パーク・アンド・ライドをはじめとしたソフト施策を中心に検討を行い、福岡市が、周辺駐車場の案内・周知や地下鉄の増便などを進めている。

○ ご提案のあった渡辺通りにおける高架構造の高速道路については、路面下に地下街など多くの施設が整備されていることから、物理的に課題が多いと認識している。

県としては、引き続き、ソフト施策を中心とした渋滞緩和策について、国や福岡市とともに検討してまいらる。

10 地下鉄空港線と JR 九州「福北ゆたか線」との接続について

10-1 福岡地下鉄空港線と JR 福北ゆたか線との接続について

次に、福岡市営地下鉄空港線と JR 福北ゆたか線の接続について知事に質問します。

福岡市営地下鉄「空港線」の延伸は、1990 年代初頭から取り沙汰されていません。

このうち「福岡空港駅」から「東平尾公園」への延伸は 1993 年、空港周辺の住民で構成される協議会が福岡市に陳情を行っています。しかし、同市は 1998 年、東平尾方面への延伸は利用者が 1 日 2,500 人程度しか見込めず、延伸は非常に困難と市議会で説明。「篠栗線」との連絡を視野に入れ、検討する方針を示しています。

そして 2016 年 7 月には「福北ゆたか線」沿線の「飯塚商工会議所」や「飯塚観光協会」など 16 団体が、「空港線」を「篠栗線」・JR「香椎線」の JR「長者原駅」まで延伸することを求める「福岡市営地下鉄福岡空港駅と JR 九州長者原駅接続促進協議会」を設立。翌 2017 年にも、「長者原駅」がある粕屋町で「福岡空港駅」から「長者原駅」間の接続を目指す協議会が設立され、2018 年 10 月、約 10 万人の署名を携えて、この 2 つの協議会から、県、県議会及び福岡市に対して、接続促進の要望をされたと承知しております。

更に、2021 年 2 月には、糟屋地区・筑豊地区の 2 市 9 町が「福岡市地下鉄福岡空港駅・JR 九州長者原駅接続促進期成会」を設立し、県及び県議会に対して同様に要望をなされるなど、福岡市地下鉄と「福北ゆたか線」の接続を求める動きが活発化しました。

こうした、地元の機運の高まりを受けて、福岡県は 2021 年度 6 月補正予算において、「福北ゆたか線接続可能性調査費」3,012 万 8000 円を計上し、県議会で可決しました。これは、市営地下鉄「福岡空港駅」と「福北ゆたか線」の接続を図るため、複数のルート案の検討や将来需要予測などの調査を行うものです。

当時、私は「空港・交通インフラ調査特別委員会」の委員長を務めておりましたが、自民の川端耕一副委員長とともに「福岡市地下鉄空港線と JR 福北ゆたか線の接続に関する基礎調査」に尽力して参りました。調査は 2021 年度に実施され、調査結果は翌 2022 年 7 月にまとめられ、公表されました。

そこで、知事にお聞きします。

調査結果を受けて、その後県として、関係団体や福岡市とどのような協議を続けてこられたのかお示してください。

問 福岡地下鉄空港線と JR 福北ゆたか線との接続について

- 令和 3 年度に県が実施した「福岡市営地下鉄空港線と JR 福北ゆたか線の接続に関する基礎調査」の結果については、4 年度に「空港・交通インフラ調査特別委員会」にその概要を報

告したのち、糟屋・筑豊地区の2市9町で構成される「福岡市地下鉄福岡空港駅・JR九州長者原駅接続促進期成会」に対し、概算事業費、収支採算性、波及効果などの調査結果をお伝えした。

- この調査は、接続の可能性について幅広く議論していくため、ある一定の設定条件のもとで行った基礎的なものであり、現在、当該期成会において、今後どのような取組を行うかの検討がなされているものと承知している。
 - また、福岡市に対しても、この調査結果を提供しており、その後もさまざまな機会をとらえて、市における検討状況の把握に努めているところである。
-

11 新県立美術館の地域連携と活性化について

11-1 新県立美術館へのアクセス性及び大濠公園と舞鶴公園、さらには周辺地域への回遊性の向上について

新県立美術館に関連してお聞きします。

『福岡武道館』の「東公園」移設、新館落成に伴い、県営「大濠公園」南側、現『福岡武道館』は建て壊され、その地に新『県立美術館』が建設されることになり、2029年オープンの予定です。

新『県立美術館』の南側は「国体道路」に面し、天神と西新を結ぶ交通の要所でもあります。更に、その「国体道路」を挟んで南側は六本松エリアにあたります。

この六本松エリアは2015年3月の「七隈線」全線開業、そして2017年にオープンした「ROPPONMATSU421」「福岡市科学館」の設置などを受け、福岡市内でも注目されるエリアとなり、東の千早、西の六本松と、まさに副都心としての様相を呈しています。特に市営地下鉄全線開通以後は、近年のインバウンド客とも併せて、大変な賑わいを見せています。

この間、私は新『県立美術館』の構想の段階から、「大濠公園」から南側、六本松エリアと連携した地域活性化に取り組むべきとの意見を述べてきました。また、昨年12月6日には「草ヶ江校区まちづくり協議会」による勉強会が「草ヶ江公民館」で開かれ、新県立美術館建設室から来て頂いた職員の方々と意見交換を行いました。

「新県立美術館基本計画」では、周辺市街地との連携による地域全体の活性化に寄与すると明記されていますが、動（やや）もすると新『県立美術館』が正面を向く「大濠公園」側からの発想で活性化が議論されている感があります。

現在、市営地下鉄「六本松」駅から「大濠公園」へといざなう道すがら、道路標識や案内板は、今はまだ見受けられません。

そこで知事にお伺します。

新県立美術館の開館を契機として、六本松から大濠公園に至るエリアの更なる地域活性化が期待される中、国体道路側や六本松エリアから新県立美術館へのアクセス性の向上を図り、大濠公園と舞鶴公園、さらには周辺地域への回遊性を向上するためにどのように取り組んでいくのか、知事のお考えをお示してください。

問 新県立美術館へのアクセス性及び大濠公園と舞鶴公園、さらには周辺地域への回遊性の向上について

○ 新福岡県立美術館基本計画では、地下鉄六本松駅から来館者を安全に誘導するとともに、誘

客につながる方策の検討など、国体道路側に新たな人の流れを生み出すことを目指している。

- このため、主要道路、地下鉄駅、路線バス停留所からの案内表示の設置など、安全で分かりやすいアプローチの確保について、福岡市などの関係機関と連携してまいる。

また、新県立美術館は、大濠公園側はもとより、六本松エリアにも開かれた新たなランドマークとなり、建物を南北に貫通する通路「アーバンスリット」により、六本松から大濠公園に至る新たな人の流れが生まれるものと期待している。

- 回遊性の向上について、県営大濠公園と市営舞鶴公園ではデザインを統一した案内看板の整備を行い、能楽堂や日本庭園、福岡城址や鴻臚館跡などの案内に努めている。

今後は、新県立美術館の開館にあわせて、大濠公園や舞鶴公園を訪れる方々を新県立美術館へスムーズに誘導することができるよう、福岡市と連携して取り組んでまいる。

また、新県立美術館の開館を機に、近隣店舗などにも気軽に立ち寄りたくなるようなマップの作成など、地域の魅力を発見する取組について検討してまいる。

12 福岡県議会の海外活動について

12-1 海外訪問に県議会が同行する効果について

最後に、県政一般にかかる質問として、福岡県議会の海外活動について伺います。

本県議会では海外活動に関し、超党派で作るプロジェクトチームを設置し、予算執行方法等の見直しや、活動の透明化についての検討を行っているところです。

県議会の海外活動では、各議連が主体となって先進事例や参考となる取組を視察・調査するための訪問のほか、知事の要請に応じ、県執行部の海外活動に同行し協力するものがあります。本県議会としては、こうした海外活動を通じ、県の重要施策の実現に貢献するなど、大きな効果をもたらしてきたという自負があります。

昨年5月、カタール・ドーハで開催された国際卓球連盟年次総会へ、県と共に県議会の代表団が訪問し、日本・福岡県の大会実績や魅力、意気込みをPRして、2028年世界卓球選手権大会（団体戦）の福岡県での開催につながりました。

また、昨年11月には同様の訪問団で、世界的グルメサイト「ラ・リスト」が主催するフランス・パリでのイベントに参加し、欧州市場における本県の認知度向上と観光誘客、県産品の販路拡大を目的としたトップセールスを実施して大きな反響があったとのことでした。

また、訪問先の世界各国で福岡県人会の皆さんとの交流を深めており、昨年6年ぶりに福岡県で開催された海外福岡県人会 世界大会を盛会に導くことが出来ました。

そこで、知事にお伺いします。

知事は就任以来、県議会とともに精力的に海外訪問を行ってこられました。県議会が同行する効果について、知事の考えをお聞かせください。

問 海外訪問に県議会が同行する効果について

○ その効果は三つあると考える。

まず一つ目は、県として海外に訪問団を派遣する際、地方自治における二元代表制の両輪である知事と議会がともに現地を訪れ、双方が一体となって取り組む姿勢を相手に示すことで、我々の熱意や取組の実効性を相手に理解していただくことにつながる。

例をあげると、タイ王国総領事館の誘致にあたっては、県議会が主体となって、バンコク都議会との友好交流や、消防自動車の寄贈といった国際貢献を通じて培った豊富な人脈を活かされ、タイ政府要人に積極的に働きかけを行ったことが総領事館の設置に結びついた。

また、県議会がワンヘルス教育に先進的に取り組むハワイ大学との協力関係を築かれ、これを契機に、令和5年4月、県内11大学の皆様とともにハワイを訪問し、私とハワイ大学学長との間で「ワンヘルス教育・研究に関する覚書」を締結した。このことが、令和6年9月のハワイ州との「ワンヘルスの推進に関する覚書」の締結にもつながった。

さらに、ご質問にあったとおり、昨年5月、カタールのドーハで開催された国際卓球連盟年次総会に大曲副知事を派遣した際には、中尾副議長をはじめ県議会の皆様とともに一丸となって誘致活動を行い、2028年世界卓球選手権大会団体戦の福岡開催を勝ち取ることができた。

○ 二つ目は、現地の旅行会社やメディア関係者をお招きする観光セミナー等において、知事、執行部の職員、県議会の皆様がホスト役として対応することで、我々の意図や熱意を強く伝えることとなり、効果的なアピールに繋がっているものとする。

○ 三つ目は、県議会の皆様が訪問先で知事とともに話を聞き、あるいはレクチャーを受け、また現地の状況を実際に見ていただくことで、県の課題や施策の方向性について共通認識を持っていただくとともに、海外戦略の必要性、重要性を理解いただき、円滑に施策を実行できるという効果があるとする。

例をあげると、昨年11月、県議会の皆様とパリを訪れた際、八女茶を取り扱う現地の茶商の方から、販売拡大の手法についてご提案をいただくとともに、水素モビリティ企業の社長からは、直接事業内容の説明を受け、水素モビリティの本格普及に向けた取組についての意見交換を行った。このことにより、海外戦略の必要性、重要性を県議会の皆様にご理解いただいたところである。

○ このように、県議会の皆様に同行していただくことは、本県の産業振興をはじめ、様々な政策の実現に効果があるものとする。